

## 宮城県私立学校施設設備災害復旧支援利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、東日本大震災により被災した県内に所在する私立学校の復旧を支援するため、私立学校の設置者（以下「設置者」という。）が行う施設設備災害復旧事業に要する経費のうち設置者の自己負担分の資金の融資に係る利子について、当該設置者に対し、予算の範囲内で私立学校施設設備災害復旧支援利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において「私立学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校のうち私立のものをいう。ただし、県内に主たる事務所が所在しない広域の通信制の学校は除く。

### (補助対象者)

第3 この補助金の補助対象者は、東日本大震災により被災した私立学校の施設設備の復旧を行う設置者とする。

### (対象事業)

第4 利子補給金の対象となる事業は、設置者がその設置する私立学校が東日本大震災により被害を受けた場合に行う施設設備の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）で、東日本大震災に係る災害復旧費国庫補助（以下「国庫補助」という。）又は宮城県私立学校施設設備災害復旧支援事業補助（以下「県補助」という。）金（以下「災害復旧費補助」という。）の対象となる事業とする。

### (対象経費等)

第5 利子補給金の対象となる経費は、日本私立学校振興・共済事業団又は他の金融機関（以下「金融機関等」という。）から融資を受けた災害復旧事業に要する経費のうち自己負担分に係る支払い利子で、毎年1月1日から12月31日までの期間に支払いをしたことを金融機関等が証明する金額とする。

2 利子補給の対象となる期間は、設置者が金融機関等から災害復旧事業に係る融資を受けた日から償還が完了する日と平成33年3月31日とのいずれか短い期間とする。

3 利子補給金の額は、年利1.1%を上限とし、融資決定の時点における借入利率に基づく利子の額とする。ただし、その額が1,000円に満たない場合は交付しないものとする。

4 災害復旧事業に要する経費のうち自己負担分とは、以下により算定した金額とする。

災害復旧費補助対象経費－国庫補助－教育活動復旧費特別加算－県補助

### (交付申請)

第6 規則第3条第1項の規定による利子補給金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出部数は1部、提出期限は融資決定が属する年の翌年1月10日とする。ただし、平成23年分の提出期限は平成24年3月30日とする。

2 規則第3条第2項の規定により、利子補給金交付申請書には金融機関等の証明書を添付するものとする。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 保証人、担保物件その他借入れの条件となった事項を変更しようとするときは、金融機関等の承認を得た上で、様式第2号によりその内容を知事に報告するものとする。
- (2) 当該借入金の償還が完了したときは、借入金償還完了報告書(様式第3号)により、その旨を知事に報告しなければならない。
- (3) 設置者の変更をしようとするときは、あらかじめその債務に関して、金融機関等の承認を得て、速やかに知事に報告しなければならない。

(交付方法)

第8 利子補給金は、規則第13条に規定する利子補給金の額の確定後に交付するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成24年3月21日から施行し、平成23年度予算に係る利子補給金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用する。

様式第1号

年度 宮城県私立学校施設設備災害復旧支援利子補給金  
交付申請・実績報告書

第 年 月 日 号

宮城県知事 殿

住 所  
設置者名  
(代表者名)  
学 校 名

印

私立学校施設設備災害復旧支援利子補給金を下記のとおり交付されるよう補助金等交付規則第3条の規定により申請するとともに、実績を報告します。

記

金融機関	銀行支店		借入金額	(借入日 年 月 日)		
	据置期間	利率		%	返済方法	円
借入期間						
期首元金	(1月1日)		期末元金	(12月31日)		
	円			円		
期 間 中 償 還						
償還年月日 (年月日)	償還元金 (円)	期 間 (月/日 ~月/日)	左の 日数	利 子 額 (円)		利 子 補 給 額 (円)
				約 定 分	延 滞 分	

計					
口座	銀行 店 当座 普通 口座番号				
振替	口座開設者名				

- (注) 1 返済方法は、年賦・半年賦払等の別を記入する。  
 2 利率は、年利で明確に記入する。  
 3 期間中償還年月日は、償還日ごとに区分して記入する。  
 4 利子補給額は、記入しない。  
 5 約定分欄には、1月1日から12月31日までの対象となる利子額を記入する。

-----  
 上記のとおり相違ないことを証明願います。

(金融機関)

殿

設置者

印

-----  
 上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(金融機関)

印

様式第 2 号

宮城県私立学校施設設備災害復旧支援利子補給金融資条件変更報告書

第 年 月 日 号

宮城県知事

殿

住 所

設置者名

印

年 月 日に から融資を受けた私学振興資金について、融資条件を下記のとおり変更したので、宮城県私立学校施設設備災害復旧支援利子補給金交付要綱第 7 の (1) の規定により報告します。

なお、この件については、あらかじめ取扱金融機関の承認を得たことを申し添えます。

記

- 1 変更事項 担保物件 保証人 その他 ( )
- 2 変更理由
- 3 変更内容 別紙のとおり
- 4 変更年月日 年 月 日

(注) 変更事項が担保物件及び保証人以外の場合は、任意の様式により変更前後の内容を明記して添付すること。

様式第3号

宮城県私立学校施設設備災害復旧支援利子補給金に係る借入金償還完了報告書

第 年 月 日  
第 年 月 日

宮城県知事

殿

住 所

設置者名  
(代表者名)

印

学 校 名

年 月 日  
で報告します。

から借り入れた資金の償還を、下記のとおり完了したの

記

- 1 借 入 額 金 円
- 2 償還完了年月日 年 月 日